

あなたのお子さんが“もしも”のとき 救えるのは、『隣にいるあなたです』

日本赤十字 幼児安全法・救急法講習会 参加者募集のお知らせ



かけがえのない大切な子どもたち。もしも、急な高熱や出血、嘔吐や誤飲などの場面に立ち会ったとき、あなたには何ができますか？
乳・幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当て、かかりやすい病気に対する手当てなど、お父さんやお母さん、祖父母の方など、こどもたちの身近にいる人にぜひ知って欲しい安全法・救急法の講習を行います。
あなたの1秒でも早い対応が、子どもたちを救います。子どもたちの健やかな未来のために、少しでも、時間をかけてみませんか？

日時：10月22日(土) 10時～12時
場所：ちむぐくる館
(総合保健福祉防災センター)
講師：日本赤十字社沖縄県支部 救急法指導員
参加費：無料
定員：50人(定員に達し次第締め切り)
申込方法：こども課へ電話でお申込みください。

【お申込み・お問い合わせ】こども課 ☎889-7028

特設行政相談所開設

★行政相談週間はじまる★
10月17日～23日

無料

◎行政の仕事に関する苦情や要望等について行政相談員が相談に応じます。相談は無料・秘密厳守です。

日時/10月17日(月)
10時から16時まで

場所/ちむぐくる館 相談室5
(南風原町字宮平 697番地10)

行政相談員/親川 道子
(平成27年4月1日総務大臣より委嘱)

相談内容/医療保険、年金、老人保健・福祉雇用保険、交通安全、恩給公害、戸籍、道路、環境衛生、登記など

【お問い合わせ】
総務省 沖縄行政評価事務所の行政苦情110番
☎867-1100 (平日8時30分から17時15分)

平成29年度「児童福祉週間」 標語の募集について

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定め児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。平成29年度の児童福祉週間に向けて、その象徴となる標語を募集しています。
詳細については、下記お問い合わせ先をご参照ください。

- ◆募集期間 10月20日(木)まで
- ◆募集内容 元気で頑張る子どもたちを応援する標語や未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語。
- ◆主催者 厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会

【お問い合わせ】
(公財)児童育成協会 事業部 標語募集係
☎03-3498-4592
HP: <http://www.kodomo-shiro.or.jp>

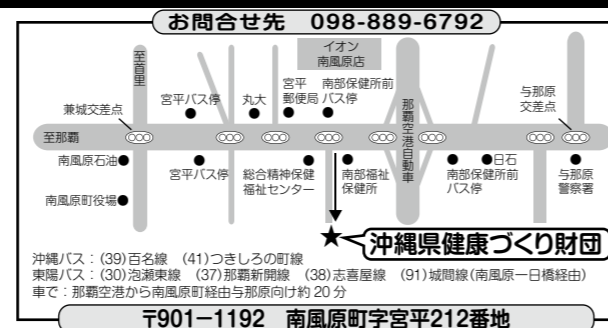
一般財団法人 沖縄県健康づくり財団 (旧名称:沖縄県総合保健協会)

特定健診を受診しましょう!
特定健診を人間ドックに切り替えて
受診することが出来ます

受診する際に必要なもの

- 特定健診受診券
- 保険証
- がん検診受診券

*特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険(国保・社保)の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。



日曜・ナイト集団健診のお知らせ

平日忙しい方のために、10月は日曜健診、11月はナイト健診・日曜健診を行いますので、受診をお願いします。

	健診日	受付時間	場所	胃がん検診
本部・照屋・神里	10月12日(水)	8:30～10:30	ちむぐくる館	○
日曜健診	10月23日(日)			○
ナイト健診	11月10日(木)	18:00～19:30		×
	11月16日(水)			×
日曜健診	11月20日(日)	8:30～10:30		○

受診に必要なもの ●特定健診受診券(長寿受診券、40歳未満受診券)
●健康保険証 ●がん検診受診券

健診についての問い合わせは 国保年金課 ☎889-1798

重度心身障害者医療費助成事業

重度の心身障がい者(児)に対し、医療費の自己負担分(保険適用外は除く)を助成することにより、健康と福祉の増進を図る事業です。助成を受けるには、認定申請が必要です。

■助成対象者

南風原町に住所を有している方で、公的医療保険加入者であり、障がいの程度が次の1～5いずれかに該当する方が対象です。

1. 身体障害者手帳1級または2級の方
2. 療育手帳A1またはA2の方
3. 療育手帳B1かつ障害基礎年金1級の方
4. 療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級の方
5. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方

※助成には所得制限があります。
※生活保護などすべての医療費の免除を受けている方は該当しません。
※病衣代・おむつ代・予防接種・人間ドックなどは対象外となります。

■受給中の方で、今年度の更新手続きがまだの方はお早めに申請下さい。

事業の内容や申請についてのご不明な点は、担当課までお問い合わせ下さい。
保健福祉課 障がい者福祉班 ☎889-4416

国民年金だより

国民年金保険料の一部免除を受けたときは
残りの保険料の納付を忘れずに

一部免除を受けた残りの保険料を納めないと未納期間となってしまいます。

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の理由がある場合、申請により保険料が免除される制度があります。この場合、免除される保険料額には、**全額、3/4、半額、1/4**の4段階があります。このうち、3/4免除、半額免除、1/4免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効になり、未納期間となりますので注意が必要です。未納のままにしておくと、将来の年金受給額が減るだけでなく、万が一のときの障害年金や遺族年金等が受給できなくなることがあります。一部免除に該当した場合は残りの保険料を忘れずに納めましょう。

【一部免除の納付すべき保険料】平成28年度

3/4免除の場合 → 1/4納付 4,070円
半額免除の場合 → 半額納付 8,130円
1/4免除の場合 → 3/4納付 12,200円

せっかく免除申請しても
未納扱いになってしまう
んだね。納め忘れのない
ように注意しよう。



お問い合わせ 国保年金課 ☎889-1798 または那覇年金事務所 ☎855-1111